

## ○多古町建設工事適正化指導要綱

(平成 23 年 12 月 15 日告示第 101 号)

改正 平成 25 年 3 月 26 日告示第 34 号 平成 25 年 9 月 17 日告示第 85 号  
平成 27 年 3 月 31 日告示第 22 号

### (目的)

第 1 条 この告示は、多古町（以下「町」という。）が発注する建設工事（以下「町発注工事」という。）の請負契約の適正化、元請下請関係の合理化、適正な施工体制の確立等に関し必要な事項を定めることにより、町発注工事の適正な施工を確保することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設業者 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の許可（同条第 3 項の規定による許可の更新を含む。）を受けて建設業を営む者をいう。
- (2) 特定建設業者 法第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる者に係る同項の許可（同条第 3 項の規定による許可の更新を含む。）を受けた者をいう。
- (3) 元請業者 町発注工事を直接町から請け負った建設業者をいう。
- (4) 注文業者 町発注工事の下請契約におけるすべての注文者をいう。
- (5) 下請業者 町発注工事の下請契約におけるすべての請負人をいう。
- (6) 主任技術者 法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者をいう。
- (7) 監理技術者 法第 26 条第 2 項に規定する監理技術者をいう。
- (8) 専門技術者 法第 26 条の 2 に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。
- (9) 工事担当課長 当該町発注工事の指導、監督等に関する事務を所掌する課等の長をいう。

### (書面による請負契約の締結)

第 3 条 町と建設業を営む者との間における請負契約は、少なくとも別表第 1 に掲げる法第 19 条各号に規定された事項が記載された書面により締結しなければならない。

2 元請業者、注文業者及び下請業者は、工事の開始に先立って建設工事標準下請契約約款（昭和 52 年 4 月 26 日中央建設業審議会勧告）又は同契約約款に準拠した内容をもつ下請契約書により下請契約を締結しなければならない。

(一括下請の禁止等)

第4条 元請業者及び注文業者は、その請け負った建設工事をいかなる方法をもって  
するを問わず一括して他人に請け負わせてはならない。

2 元請業者及び注文業者は、不必要な重層下請を行わないこと。

(下請契約の締結の制限)

第5条 元請業者が特定建設業者でなければ、その者は、次の各号のいずれかに該当  
する下請契約を締結してはならない。

(1) 下請代金の額が1件で3,000万円以上(当該特定建設業者が建築一式工事を  
施工する場合にあっては、4,500万円以上)である下請契約

(2) 一工事で下請契約が二以上になる場合において、その下請契約を締結するこ  
とにより、下請代金の総額が3,000万円以上(当該特定建設業者が建築一式工事  
を施工する場合にあっては、4,500万円以上)となる下請契約

2 元請業者及び注文業者は、次の各号に掲げる以外の建設工事を下請に出す場合は、  
建設業者以外の者と下請契約を締結してはならない。

(1) 建築一式工事にあつては、工事1件の請負代金の額が1,500万円に満たない  
工事又は延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅工事

(2) 建築一式工事以外の工事にあつては、工事1件の請負代金の額が500万円に  
満たない工事

(技術者の適正な配置)

第6条 町発注工事の適正な施工を確保するため、建設業者はその請け負った建設工  
事を施工するときは、当該工事現場に主任技術者を置いて工事施工の技術上の管  
理を行わなければならない。

2 特定建設業者である元請業者は、当該工事を施工するために締結した下請契約の  
請負代金の総額が3,000万円以上(当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場  
合にあっては4,500万円以上)になる場合においては、前項の規定にかかわらず、  
当該工事現場に監理技術者を置いて工事施工の技術上の管理を行わなければなら  
ない。

3 町発注工事の請負代金の額が2,500万円(当該建設工事が建築一式工事である場  
合にあっては、5,000万円)以上となる建設工事においては、前2項に定める主任  
技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任でなければならない。この場合、  
当該技術者は当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、常時継続  
的に当該工事現場において専らその職務に従事するものとする。

4 前項に定める専任の監理技術者は、法第27条の18第1項の規定による監理技術  
者資格者証の交付を受けた者で国土交通大臣の登録を受けた講習を受けた者のう  
ちから選任しなければならない。

(元請業者及び注文業者の義務)

第7条 元請業者及び注文業者は、下請業者が倒産、資金繰りの悪化等により、請負代金及び賃金の不払等を生じさせることのないよう十分指導するとともに、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 元請業者及び注文業者は、当該建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法等を定めようとするときは、下請業者の意見をきくこと。
- (2) 元請業者及び注文業者は、あらかじめ自己の取引上の地位を不当に利用して、注文した建設工事を施工するため通常必要と認められる原価に満たない金額を下請代金の額とする下請契約を締結しないこと。
- (3) 元請業者及び注文業者は、下請契約の締結後自己の取引上の地位を不当に利用して、注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを下請業者に購入させてその利益を害しないこと。
- (4) 元請業者及び注文業者は、下請業者からその請け負った工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内にその完成を確認するための検査を完了すること。
- (5) 元請業者及び注文業者は、前号の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請業者が申し出たときは、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日引渡しを受ける旨の特約がされている場合は、この限りでない。
- (6) 元請業者及び注文業者は、下請契約の締結後、正当な理由がないのに下請代金の額を減じないこと。
- (7) 元請業者及び注文業者は、その工事におけるすべての下請業者に対して、この告示に定める事項を遵守するように指導に努めること。

(下請代金の支払条件)

第8条 町発注工事の下請契約における下請代金の支払においては、元請業者と町との間の請負契約における支払条件とかわりなく、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 元請業者は、前払金の支払を受けたときは、下請業者に対しての資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう努めること。また、町から現金で前払金は支払されるので、下請業者に対しても相応する額を現金で前金払するよう努めること。
- (2) 元請業者及び注文業者は、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、当該支払の対象となった建設工事を施工した下請業者に対し、その支払額に相応する下請代金を、元請代金の支払を受けた日から1か月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払うこと。

- (3) 特定建設業者が元請業者及び注文業者となった下請契約（下請契約における下請業者が特定建設業者又は資本金の額が4,000万円以上の法人であるものを除く。）における下請代金は、前条第5号の申し出の日（同号の特約がされている場合にあっては、その一定の日）から起算して50日を経過する日以前において、かつ、できる限り短い期間内において支払うこと。
- (4) 元請業者及び注文業者は、注文した下請工事に必要な資材を自己から購入させる場合は、正当な理由がないのに、その工事の下請代金の支払期日前にその工事に使用する資材の代金を支払わせないこと。
- (5) 元請業者及び注文業者は、下請代金の支払をできる限り現金払とし、現金払と手形払を併用するときは、当該支払代金に占める現金の比率を高め、少なくとも労務費相当分については現金払とすること。
- (6) 手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間とすること。
- (7) 元請業者及び注文業者の都合により下請代金の支払を現金払から手形払に改め、又は手形期間を延長するときは、当該手形の割引に要する費用又は増加費用は元請業者及び注文業者の負担とすること。
- (8) 元請業者及び注文業者は、下請代金を手形で支払う場合は、一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形は交付しないこと。

（下請業者の選定）

第9条 元請業者及び注文業者は、下請業者の選定に当たっては、施工能力、経営管理能力、雇用管理及び労働安全衛生管理の状況、労働福祉の状況、関係企業との取引の状況等を的確に評価し、少なくとも別表第2に掲げる事項のすべてを満たしている優良な者を選定するよう努めるものとする。

（施工体制の把握）

第10条 元請業者は、当該建設工事を施工するために下請契約を締結するときは、その請負代金の額に関わらず、施工体制台帳（別記第1号様式又はこれに準ずるもの）及び施工体系図（別記第2号様式又はこれに準ずるもの）を作成し、当該建設工事の施工体制を的確に把握するものとする。

- 2 前項の建設工事の下請業者は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、再下請負通知書（別記第3号様式又はこれに準ずるもの）を作成し、前項の元請業者に通知しなければならない。
- 3 第1項の元請業者は、施工体制台帳を工事現場ごとに備え置くとともに、町長に提出しなければならない。
- 4 第1項の元請業者は、施工体系図を当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

5 第1項の規定により、施工体制台帳の作成建設業者は、遅滞なく、その請け負った建設工事を請け負わせた下請業者に対し、別記第4号様式又はこれに準ずる様式により通知を行わなければならない。

6 第2項及び第5項の規定による下請業者は、遅滞なく、その請け負った建設工事を請け負わせた下請業者に対し、別記第5号様式又はこれに準ずる様式により通知を行わなければならない。

(雇用条件等の改善)

第11条 元請業者は、建設労働者の雇用・労働条件の改善等を図るため、別表第3に定める事項について措置するものとする。

2 元請業者は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の遵守、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る保険料の適正な納付、適正な工程管理の実施等の措置を講じるとともに、その建設工事におけるすべての下請業者が前項の措置を講じるよう指導、助言その他の援助を行うものとする。

(下請業者選定等の届出)

第12条 町発注工事の元請業者が、その工事の一部を下請業者に請け負わせたときは、下請業者との請負契約締結後2週間以内に下請業者選定通知書（別記第6号様式）に施行体制台帳、施行体系図及びその他関係書類を添付して町長に提出しなければならない。

2 元請業者は、その工事の主任技術者又は監理技術者を選任し、町との請負契約締結後原則として7日以内に主任技術者等選任通知書（別記第7号様式）を町長に届け出なければならない。現場代理人又は専門技術者を選任したときも同様とする。

3 前2項の届け出事項に変更があったときは、当該元請業者は、2週間以内に下請業者変更届（別記第8号様式）又は変更通知書（別記第9号様式）を町長に届出なければならない。

(点検及び調査等)

第13条 工事担当課長は、前条第1項の届出を受理したときは、施工体制等点検表（別記第10号様式）に基づき施工体制等について点検しなければならない。

2 工事担当課長は、前項の点検のほか、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第11条各号のいずれかに該当している疑いがあるときは、その状況について調査しなければならない。

3 工事担当課長は、前2項の点検及び調査の結果を引渡し完了日の翌月10日までに、点検等報告書（別記第11号様式）により、町長に調査内容の写しを添付して報告するものとする。

(監督職員等)

第 14 条 町長は、町発注工事の施工状況等を監督する者（以下「監督職員」という。）を定め、速やかに監督職員選任通知書（別記第 12 号様式）により元請業者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様に監督職員変更通知書（別記第 13 号様式）により通知しなければならない。

2 監督職員は必要に応じ、工事現場状況等報告書（別記第 14 号様式）により町長に報告するものとする。

（不正事実の申告）

第 15 条 元請設業又は下請業者にこの告示に違反する事実があるときは、その利害関係人は、町長に対し、その事実を申告し、適正な措置をとるべきことを求めることができる。

2 町長は、前項の申告を受けたときは、必要に応じ、その事実を速やかに調査して違反の是正等の必要な措置を講ずるものとする。この場合の調査は、第 13 条の規定を準用する。

（指導）

第 16 条 町長は、町発注工事の適正な施工を確保するため、この告示に違反した建設業者等に対し必要があると認められるときは、必要な指導を行うものとする。

2 町長は、町の入札参加資格者が前項の規定による指導に従わないとき、第 12 条に規定する届出事項に虚偽の記載等があったとき又は前条の規定により指導があったときは、町発注工事の入札参加等に関し考慮するものとする。

（建設副産物等の処理等）

第 17 条 元請業者、注文業者及び下請業者は、建設副産物（建設工事に伴い副次的に得られたすべての物品（建設発生土（建設工事に伴い副次的に得られた土砂をいう。）及び建設廃棄物（建設副産物のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物に該当するものをいう。）を含む。）をいう。以下同じ。））等の処理に関して、関係法令等の規定に従い、発生抑制、再利用及び減量化等適切にこれを処理しなければならない。

2 元請業者は、前項の規定により建設副産物等を処理する場合において、関係法令等に規定する様式に従い工事担当課長に提出し、説明するものとする。

（工事カルテの作成及び登録）

第 18 条 請負代金の額が 500 万円以上の元請業者は、請負契約締結後 10 日以内に工事实績情報システム（CORINS）に基づき、当該工事の工事カルテを作成し、監督職員の確認を受けた後に財団法人日本建設情報総合センターへ登録し、同センター発行の工事カルテ受領書の写しを監督職員に提出しなければならない。

2 請負代金の額が 2,500 万円以上の建設工事については、登録内容に変更があった場合及び当該工事が完成した場合も速やかに工事カルテを作成し、監督職員の確認

認を受けた後に財団法人日本建設情報総合センターへ登録し、同センター発行の工事カルテ受領書の写しを監督職員に提出しなければならない。

(準用規定)

第 19 条 この告示に定めのない事項は、千葉県建設工事適正化指導要綱（昭和 54 年 4 月 1 日制定）等の規定を、千葉県知事等を適宜多古町長等読み替えることにより準用できるものとする。

(補則)

第 20 条 この告示に疑義が生じた場合は、適宜、関係機関と協議し定めるものとする。

附 則

この告示は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 26 日告示第 34 号)

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 9 月 17 日告示第 85 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日告示第 22 号)

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1(第3条関係)

- (1) 工事内容
- (2) 請負代金の額
- (3) 工事着手の時期及び工事完成の時期
- (4) 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- (5) 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- (6) 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- (7) 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- (8) 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- (9) 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- (10) 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- (11) 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- (12) 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- (13) 各当事者の履行の延滞その他債務の不履行の場合における延滞利息、違約金その他の損害金
- (14) 契約に関する紛争の解決方法



別表第2(第9条関係)

- (1) 過去における工事成績が優良であること。
- (2) その建設工事を施工するに足りる技術力を有すること。
- (3) その建設工事を施工するに足りる労働力を確保できると認められること。
- (4) その建設工事を施工するに足りる機械器具を確保できると認められること。
- (5) その建設工事を施工するに足りる法定資格者を確保できると認められること。
- (6) 財務内容が良好で、経営が不安定でないと認められること。
- (7) 建設事業を行う事業場ごとに雇用管理責任者が任命されているとともに、労働条件が適正であると認められること。
- (8) 一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用しているものにあつては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (9) 建設労働者の募集は適法に行うことはもとより、出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させるおそれがないと認められること。
- (10) 過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。
- (11) 賃金不払を起こすおそれがないと認められること。
- (12) 現に事業の附属寄宿舍に建設労働者が居住している場合においては、寄宿舍規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (13) 取引先企業に対する代金不払を起こすおそれがないと認められること。

別表第3(第11条関係)

〈雇用・労働条件の改善〉

- (1) 建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。
- (2) 適正な就業規則の作成に努めること。この場合、一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用する者にあつては、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ること。
- (3) 賃金は毎月1回以上一定日に通貨でその全額を直接、建設労働者に支払うこと。
- (4) 建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に調製すること。
- (5) 労働時間管理を適正に行うこと。この場合、労働時間の短縮や休日の確保には十分配慮すること。

〈安全・衛生の確保〉

- (6) 労働安全衛生法に従う等建設工事を安全に施工すること。特に、新たに雇用した建設労働者、作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者、新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職務についての者等に対する安全衛生教育を実施すること。
- (7) 災害が発生した場合は、当該下請契約における注文業者及び発注者から直接建設工事を請け負った建設業者に報告すること。

〈社会保険の加入〉

- (8) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入し、保険料を適正に納付すること。なお、健康保険・厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険・国民年金に加入するよう指導に努めること。

〈福祉の充実〉

- (9) 任意の労災補償制度に加入する等労働者災害補償に遺漏のないよう努めること。
- (10) 建設業退職金共済組合に加入する等退職金制度を確立するとともに、厚生年金基金の加入にも努めること。なお、厚生年金基金の加入対象とならない建設労働者に対しても、国民年金基金に加入するよう指導に努めること。
- (11) 常用使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期の健康診断を必ず行うこと。なお、その他の建設労働者に対しても、健康診断を行うよう努めること。

〈福利厚生施設の整備〉

- (12) 建設労働者のための宿舍を整備するに当たっては、その良好な居住環境の確保に努めること。この場合、労働基準法における寄宿舍に関する規定を遵守すること。
- (13) 建設現場における快適な労働環境の実現を図るため、現場福利施設（食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室及びシャワー室等）の整備に努めること。特に、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、これに努めること。

〈技術及び技能の向上〉

- (14) 建設労働者の能力の開発及び向上のため、技術及び技能の研修・教育訓練に

努めること。

〈適正な雇用の管理〉

(15) 雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。

(16) 建設労働者の募集は適法に行うこと。

(17) 出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させないこと。

〈その他〉

(18) 前各号に定める事項のほか、建設業法施行令第7条の3各号に規定する法令を遵守すること。

## 別表第 4

### 記載に関する留意事項

#### 1. 施工体制台帳（別記第 1 号様式）

(1) 施工体制台帳に添付される書類により、当該施工体制台帳に記載すべき事項が明らかな場合には、当該書類と施工体制台帳との関係を明らかにすることにより、施工体制台帳への記載を省略することができる。なお、この場合の記載例は次のとおりとする。

「●●●●の証明は別添○○参照」

(2) 施工体制台帳に添付する書類は下請業者ごとに、かつ、各下請業者の施工の分担関係が明らかになるように行うこと。

(3) 施工体制台帳に記載の必要がない項目（例：建設業法第 26 条の 2 に規定する専門技術者がいない場合等）については、当該項目を斜線で消す等の措置を講じること。

#### 2. 施工体系図（別記第 2 号様式）

(1) 記載の必要のない項目（例：建設業法第 26 条の 2 に規定する専門技術者がいない場合等）は当該項目を削除する等の措置を講じること。

#### 3. 再下請負通知書（別記第 3 号様式）

(1) 「再下請負通知書」は、原則として、元請業者に提出こと。

ただし、やむを得ない場合に、直接に下請契約を締結した注文業者に経由を依頼して提出することとしても差し支えない。

#### 4. 下請業者選定通知書（別記第 6 号様式）

(1) 「下請業者」欄は、元請業者からその工事の一部を請け負った者はもちろん、それに続くすべての下請契約における請負人を記載すること。

(2) 「下請に附した工事種別又は範囲」欄は、例えば、モルタル吹付工事、くい打工事、型枠工事等の工事種別又は、工事種別に区別できない工事についてはその工事の範囲を記載すること。

(3) 「下請区分」欄は、第 1、第 2、第 3、……………の下請階層区分を記載すること。

(4) 下請業者の記載順は、下請階層区分別順に記載すること。

別記第 1 号様式(第 10 条第 1 項関係)

施工体制台帳

[別紙参照]

第 2 号様式(第 10 条第 1 項関係)

施工体系図

[別紙参照]

第 3 号様式(第 10 条第 2 項関係)

再下請負通知書

[別紙参照]

第 4 号様式(第 10 条第 6 項関係)

通知書

[別紙参照]

第 5 号様式(第 10 条第 7 項関係)

通知書

[別紙参照]

第 6 号様式(第 12 条第 1 項関係)

下請業者選定通知書

[別紙参照]

参考〔下請形態図〕

[別紙参照]

第 7 号様式(第 12 条第 2 項関係)

主任技術者等選任通知書

[別紙参照]

第 8 号様式(第 12 条第 3 項関係)

下請業者変更届

[別紙参照]

第 9 号様式(第 12 条第 3 項関係)

変更通知書

[別紙参照]

第 10 号様式(第 13 条第 1 項関係)

施工体制等点検表

[別紙参照]

第 11 号様式(第 13 条第 3 項関係)

点検等報告書

[別紙参照]

第 12 号様式(第 14 条第 1 項関係)

監督職員選任通知書

[別紙参照]

第 13 号様式(第 14 条第 1 項関係)

監督職員変更通知書

[別紙参照]

第 14 号様式(第 14 条第 2 項関係)

工事現場状況等報告書

[別紙参照]